2020年3月18日　参議院内閣委員会　会議録抄

予算委嘱審査

**○岸まきこ**　立憲・国民．新緑風会・社民の岸真紀子です。

　新型コロナウイルス感染症対策として安倍総理は、二月の二十六日に全国的なイベントの自粛、さらには、二月二十七日夕方に小中高校の全国一斉休校の要請を行いました。このことによって様々な人々に大きな混乱を生じることになりましたが、その中でも深刻な問題が子供の貧困です。

　今お配りをしました資料の方にも新聞記事の方を掲載されていますが、経済的に困窮する子供や一人親を支援する団体が十二日に政府に対し、ゼロ歳から中学生までの子供に対し一人当たり三万円を臨時的給付金として子育て家庭に支給するように求められている。つまり、児童手当、児童扶養手当に上乗せということだと思いますが、このことについて政府としてどのようにお考えでしょうか。

○嶋田裕光　内閣府子ども・子育て本部統括官　お答えいたします。

　子育て世帯に関しましては、まず、第二弾の緊急対策、この間出されましたけれども、それにおきまして、学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金の創設でありますとか、あるいは放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッターの活用に対する補助等を実施することといたしておりまして、関係省庁と連携し、まずはこうした取組を全力で進めたいというふうに考えているところでございます。

　子育て世帯に関しましては、こうした施策をしっかりと実施していくということにしておりますけれども、御指摘のような内容はまだ検討しているものではございませんが、いずれにしても、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えつつ、いずれの手段によるかにかかわらず、必要な方に支援が着実に届くようしっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

○依田泰　厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長　厚生労働省からもお答え申し上げたいと思います。

　新型コロナウイルス感染症への対策に関しましては、子供を持つ世帯に対しまして、正規、非正規を問わない新たな助成金制度の創設でありますとか、また、個人で業務委託契約等で仕事をされている方への支援、また、生活福祉資金貸付制度につきましても、従来の低所得世帯の要件の緩和でありますとか、償還時に所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除できること等の特例措置を第二弾の緊急対応策において実施することとしたところでございます。

　このため、御指摘のような内容、児童扶養手当についても今検討しているわけではございませんけれども、先ほど申し上げましたような新たな助成金制度の創設等の対応を実施することとしたところでございまして、これらの対策が着実に届くようにしっかり対応してまいりたいと存じます。

**○岸まきこ**　本当にこの問題、深刻な事態となっています。

　今お話しいただいたように、雇用調整助成金だとかフリーランスに対するものとか、いろんな政策として出てきています。休校に伴う新たな助成金については十割補償というふうになっていますが、残念ながら、これが一体いつその企業に入るのかというのは、今のところ二か月程度と言っていますが、申請も含めるともっともっと時間が掛かると私は考えます。となれば、本当であればここに今すぐにでも支援をしなきゃいけない、であれば、今既存の児童手当とか児童扶養手当が必要だと思うんです。この三月、四月、新聞の記事にも書いてありますが、卒園とか卒業とか入学とか進学に、新学期に伴って何かと出費が増える時期です。この時期に、今この時期に収入が減ったことによって、本当に苦しいと言っている方がたくさんいるんです。

　総理は十四日の記者会見でも、一気呵成に思い切った措置を講じるとおっしゃいました。であれば、この言葉どおりに、子供に緊急的に今すぐにでも予算を投じるべきではないでしょうか。

○依田泰　厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長　まず、ちょっと、じゃ、児童扶養手当の関係につきまして厚生労働省から申し上げたいと思いますが、児童扶養手当制度につきましては、今年度からでございますけれども、支払回数を年三回から年六回といたしまして、一人親家庭の家計の管理をしやすくするとともに、また、奇数月を支払月といたしまして、例えば入学前の三月の支給時期を設定をして入学の準備費用に充てていただけるようにするなど、一人親家庭の家計のニーズにできる限り対応できる見直しを図ったところでございます。

　また、今回の対応でございますけれども、先ほど申しましたように、第二弾の緊急対応策におきまして新たな助成金制度等々を実施することをしたところでございまして、まず、これらの支援が必要な方に着実に届くようにしてまいりたいとも存じます。

　また、いずれにいたしましても、今回の新型コロナウイルス感染症による影響を最小限に抑えつつ、また、今後とも感染の状況とか経済の動向を十分に注視して、政府全体として適切に対応してまいりたいと存じます。

**○岸まきこ**　今言われたとおり、支給の時期を多く増やしたということはすごくいいことだと思います。だからこそ、四月の児童扶養手当には間に合わないかもしれませんが、六月の児童手当の支給のときに間に合うのではないかなというふうに思います。本当に生活が苦しくて困っている人に焦点を当てていただきたいということで、改めて、この全額国費の児童手当と児童扶養手当の臨時給付の検討を要望、これは要望としていたします。

　それと、児童手当は中学生までとなっているんですが、高校生とか大学生にも支援が必要だと考えます。なぜならば、家計を支えるために自分で学費や生活を立てている子供もいます。アルバイトをしながら生計を立てている大学生もたくさんいます。

　新型コロナウイルスの対策で自粛が促されて、経済への打撃というのは全体的に大きいんですが、こういった子供のところにもしわ寄せが来ています。例えば、学習塾が自粛となって実際に働けなくなったとか、そういった飲食店とかホテルのビュッフェとか、アルバイトをたくさん行っていると思います。そのしわ寄せが学生バイトに来ているんです。

　自らバイトをして衣食住を確保していたのができなくなっているという状況、将来の日本の経済を担う大事な世代です。ここにも支援が必要ではないかと考えますが、現状、何か対策の方を考えておられるか、お聞きします。

○森晃憲　文部科学省大臣官房審議官　お答えいたします。

　大学生等につきましては、高等教育の修学支援制度、この新しい支援制度もこの四月から始まりますけれども、それと、また日本学生支援機構によります貸与型奨学金におきまして、家計が急変した学生等に対して支援を行うということとしております。そういった家計急変後の所得見込み等でも所得判定を行いまして、家計を満たす学生等が支援の対象ということで、これは緊急のその対応をするということでございます。

　それから、こういった制度等につきましては、文部科学省及び日本学生支援機構では説明会を開催するなど、丁寧な周知を努めているところでございます。

　また、高校生の授業料支援について、都道府県が家計急変世帯に伴う授業料減免支援に対して国が補助する制度がございまして、通知や会議等の場において、各都道府県に対して生徒や保護者に周知するよう促してきたところでございます。

　文部科学省といたしましては、こういった支援措置について引き続きしっかりと周知を図り、しっかりとした支援を行っていきたいというふうに思っております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　是非、そういった支援があるのであればもっと積極的にＰＲの方をして、宣伝の方をしていただきたいというのと、あわせて、子供の年齢定義というのが難しいですが、私は、社会に出るまでは一般的に子供として全体で守ることが必要だと考えます。例えば、児童養護施設を退所した後の子供は今この状況の中で一体大丈夫なんだろうかと、そういったことも心配されます。子供と大人のはざまで福祉などの支援があることも知らない、もっと言えば、先ほど、奨学金とかいろんなことは、やっぱり返済をしなきゃいけないのでなかなかやっぱり難しい問題があるんです。子供のセーフティーネットを守っていくというのが大事ですから、引き続き支援の方をお願いいたします。

　次の質問に入っていきますが、資料の方で二枚目にお配りをしております。

　令和二年度についても待機児童解消施策として様々な予算が計上されていますが、資料の二、二〇一九年の十二月二十一日の新聞になりますが、保育士の賃金を引き上げるため、国などが二〇一六から二〇一七年度に支出した保育施設への交付金のうち約七億円が使われていなかったということが会計検査院の調査で分かったというふうに報道がされました。

　このことについて、会計検査院から簡単に概略を教えてください。

○原田祐平　会計検査院事務総局第二局長　お答え申し上げます。

　会計検査院は、平成三十年六月に参議院からの要請を受けて、子ども・子育て支援施策の実施状況及び予算の執行状況並びに子ども・子育て支援施策に係る主要施策による効果の発現状況の各事項について会計検査を行い、その結果を令和元年十二月に報告をしております。

　子ども・子育て支援施策の実施状況のうち、お尋ねの件につきましては、二十五都道府県の百六十六市区町村の六千八十九施設における処遇改善等加算による職員の賃金改善の実施状況を検査いたしましたところ、平成二十八、二十九の二か年度の間に処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分に残額が生ずるなどしていたもののうち三百五十七施設の計六億百四十七万余円、二十九年度に処遇改善等加算Ⅱに残額が生ずるなどしていたもののうち三百三施設の計一億一千八百三万余円が翌年度も職員の賃金改善に充てられていない状況となっているなどしておりました。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　今の報告のあったとおり、会計検査の方で実地検査を行ったのは全体の一割ということでございますが、同様のケースは全国で起きているというふうに思われます。

　資料の三を御覧ください。

　処遇改善加算が行われていたのに、職員の賃金改善に、真ん中の部分ですが、職員の賃金改善に充てられずに残額が生じていた保育所等が処遇改善加算Ⅰの方で一〇・四％、Ⅱの方で三五・八％を超えています。これは一体どういうことなんでしょうか。

○嶋田裕光　内閣府子ども・子育て本部統括官　お答えいたします。

　処遇改善等加算に残額が生じた理由ということでございますけれども、先ほどの令和元年十二月に示されました会計検査院の報告によりますと、処遇改善等加算の残額が前年度終了後に生じた施設が一定程度あったものと承知しておりますが、その報告書によりますと、残額が生じていた主な理由といたしまして、処遇改善等加算Ⅰにつきましては、例えば、国家公務員の給与改定に伴います年度途中の単価改定等が反映されておらず、施設に給付される加算の実績額が見込額を上回ったということ、あるいは処遇改善等加算Ⅱにつきましては、賃金改善に伴う法定福利費等の実際の事業主負担分が加算額において積算されていた額を下回ってしまったと、こういうことなどが指摘されているというふうに認識しております。

**○岸まきこ**　予算を付けても残念ながらこういうふうに使われていないということがあるとやっぱり問題だと思うんです。

　資料の四を御覧ください。

　交付金の残額が生じるなどしていた保育所等の翌年度における職員の賃金改善の状況も確認をされていますが、その残額が残念ながら翌年度においても職員の賃金改善に充てられていないという状況があったというのは一体なぜなんでしょうか。それと、職員の賃金改善に充てられていたか市町村の方で確認できていない保育所があります。何で確認できないのですか。この二点について、お伺いします。

○嶋田裕光　内閣府子ども・子育て本部統括官　お尋ねの件でございますけれども、令和元年十二月に同じように会計検査院の方から指摘されました報告書によりますと、処遇改善等加算の残額が生じた後に、翌年度も職員の賃金改善に充てられなかった施設があるものと承知しておりまして、その主な理由は、やはり残額を支払うことを失念していたというふうにされておるところでございます。

　また、同報告書によりますと、賃金改善実績報告書が未提出であること等を理由としまして、残額が翌年度に賃金改善に充てられていたかを市町村で確認できていなかった施設が一定程度あったというふうに承知しております。

**○岸まきこ**　チェックが甘いんだと思うんです。

　残額があった場合に、そもそもこの翌年度に繰り越すこと自体、私は問題だと考えるんですが、剰余金が生じた場合は繰り越してもいいということ、返還しなくてもいいということなんですかね。なぜこんなことになるんですか。

○嶋田裕光　内閣府子ども・子育て本部統括官　加算額の加算の残額を翌年度に残すことはいいのかということでございますけれども、まずは加算額がその見込みに従って計画的に年度内に賃金改善に充当していただくことが基本的には望ましいというふうに考えております。

　他方、会計検査院からも残額発生の理由として指摘されたところでございますけれども、年度途中の単価改定の反映とか、あるいは法定福利費等の事業主負担の実績とのずれなど、年度内に収支の調整を終えることが実務上難しい事項もあるものとは承知しております。

　このため、処遇改善等加算につきましては、年度終了後に加算の残高が生じた場合には、翌年度においてその全額を一時金等により賃金改善に充てることを通知により認めているところでございます。

**○岸まきこ**　是非、決してけんかしてほしいということじゃなくて、ちゃんと処遇改善に使ってほしいということなので、引き続き、通知の方なり指導の方、お願いします。

　待機児童を解消するにも保育士不足が問題となっています原因なんです。保育士の賃金引上げは重要です。せっかくこういった処遇改善加算を作って予算付けをしたのであれば、今度は現場段階でしっかりと実行させるための仕組みをお願いします。

　次の質問に入りますが、処遇改善加算Ⅰ、賃金改善要件分による賃金改善の対象となる賃金項目は、内閣府としても、これまで人材の確保や質の向上を図ることが必要であることから、手当や一時金等ではなく基本給となることが望ましいとしています。

　しかし、資料の五になりますが、会計検査の報告によると、基本給等に充てた割合は、平成二十八年度で三七・六％、二十九年度で四三・三％と四割でしかないんです。基本給以外の手当に充てたのは六割、五割強と、半数以上が基本給以外となっている実態です。基本給として上乗せをしなければ保育士の処遇改善にはつながっていきません。今後、内閣府としてどのように取り組んでいく予定なのか、教えてください。

○嶋田裕光　内閣府子ども・子育て本部統括官　お尋ねの件でございますけれども、処遇改善等加算により改善を行う賃金項目につきましては、処遇改善等加算Ⅰでは、賃金項目を限定せず、一時金によることも可能とする一方で、処遇改善等加算Ⅱでは、基本給又は決まって毎月支払われる手当によることとしております。これは、加算Ⅰは、全職員を対象とすることから、一律には基本給によらず、事業所ごとの職員構成や賃金体系に応じた改善を想定して事業者に裁量を与えているものです。他方、加算Ⅱは、技能、経験に着目しまして、副主任保育士、専門リーダー等を対象とすることから、職位あるいは職務内容等に応じて安定的に改善が講じられる賃金項目とするものでございます。

　その上で、委員の御指摘のとおり、保育士等が賃金改善を一層実感できるよう、加算Ⅰを含め一時金ではなく基本給による改善が望ましいというふうに考えておりまして、その旨を自治体に対して事務連絡等によって周知をしているところでございます。

　この趣旨について、処遇改善等加算に係る要件や手続を定め、通知において改めて明記するとともに、引き続き、地方自治体や関係団体に対しまして、機会を捉えながら丁寧に説明してまいりたいと考えているところでございます。

**○岸まきこ**　ちょっと細かい話になるんですが、処遇改善加算Ⅰの調書等により支出して、算出した賃金改善総額には、残額が生じたり増加したりした保育所等施設は、平成二十八年度で六十一施設、二〇・六％、二十九年度で六十二施設、二〇・七％となっているんですが、これは会計検査院の方にお伺いしますが、同じ事業所なんでしょうか。

○原田祐平　会計検査院事務総局第二局長　お答えいたします。

　委員のお見込みのとおり、平成二十八、二十九の両年度に残額が生じたり増加したりしていた保育所等もあるため、二十八年度の六十一施設と二十九年度の六十二施設には重複がございまして、重複を除いた両年度の施設数の計は八十一施設となっております。

**○岸まきこ**　であれば、先ほど説明いただいたんですが、翌年度には一時金等で加算していますよって言ったのがきちんとチェックできていないということになります。こういった対策が必要だと考えます。

　介護だと、処遇改善加算に基づく取組をホームページに掲載するなど見える化が義務化されていますが、保育ではこういったことをしないんでしょうか。

○嶋田裕光　内閣府子ども・子育て本部統括官　処遇改善の状況の公表ということでございますけれども、現行では、加算の認定自治体の報告にとどまっているところでございますけれども、昨年十二月の子ども・子育て会議の取りまとめにおきまして、改善努力の見える化について検討しなさいというようなことが宿題となっているところでございます。

　あと、委員の御指摘のように、介護の分野においても先行的な取組がありますので、そうしたことも参考にしながら、取組状況の公表の在り方について、ちょっと検討を深めてまいりたいと考えているところでございます。

**○岸まきこ**　是非、検討の方をお願いいたします。

　次なんですが、保育士の処遇改善、加算のⅠも加算のⅡもということになってきますが、そもそも基礎分が経験年数十一年以上は一律一二％、賃金改善要件分を入れても頭打ちをされている実態となっています。衛藤大臣、これでは長く働くことにつながっていかないのではないかと思います。厚生労働省の調査でも、保育士の経験年数というのは七年未満が約半数となっています。抜本的にこの基礎部分の見直しが必要ではないかと思いますが、大臣のお考えをお聞かせください。

○衛藤晟一　少子化対策担当大臣　この処遇改善につきましては、全体に行き渡るようにという形の処遇改善Ⅰと、それから幹部にということに向けてのⅡと、四万円ずつ出すのとありまして、それでバランスを取っていきたいということになってきたと思います。

　しかし、御承知のとおり、これを全体を基本給に入れての検討もすべきであるという御指摘もいただいていますので、これ全体を制度ができるようにやればいいんでありますけれども、まだまだ一括して出すと確実に処遇改善に回るかどうか分からないというまず制度上の問題がありますので、その問題を解決しながら、解決できるように制度改革を進めていかなければいけないという具合に認識をいたしております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　認識を共有しながら、是非改善につながるように基礎部分の改定の方に向かっていただきたいと思います。

　それと、大臣もう一つ、加算というものへの不安も残念ながら事業所の方ではあるんです。

　加算だと、ずっと続くのかどうかという不安があって、単年度で終わってしまうのではないかと、だからこそ、基礎部分というか基本給の方に上乗せをして賃金改善をすることにちょっと慎重になっている事業所もあります。だからこそ、度重なるんですけど、基本給を上げることにちゅうちょしているということについてはどうやって改善していくべきか、是非大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○衛藤晟一　少子化対策担当大臣　加算でいかないと、今せっかく給与引上げに結び付けてもらいたいと、賃金の抑制じゃなくて何とか上げるということに結び付けていきたい、いただきたいということはあるんですが、やっぱりそこの使い方を明確にしておかないと確実に賃金に回るかどうか分からないと。それは正規で、基本給であれいろんな形であれですね。ということで、今それを進めているところでございます。

　これがある程度安定してきて、ずっとちゃんと賃金に回るということがはっきりしていく中で、そういう形のやっぱり制度設計もどこかで切り替えていくということを考えなければいけない時期が出てきているんじゃないかと思っておりますので、そのことも入れて賃金を上げるということ、処遇改善を上げるということと一緒にそのことについて議論をしていく時期が来ているという具合に認識をしておりますので、恐らく認識は共有されているんじゃないかと思いますから、そういう方向で頑張って処遇改善に努めてまいります。どうぞよろしくお願いします。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　本当に、これからきっちりとその方向に向かって検討をしていただきたいと思います。

　あと、大臣、この会計検査院の報告書ですね、すごく分厚いんですが、これ読まれたでしょうかね。なかなか忙しくて読まれないかもしれませんが。これ、あくまでも調査、全体の一割という実態にあります。内閣府は、この会計検査院からの指摘以前に、自らやっぱり全部を把握、全数調査をして把握をしなくては予算って付けられないと思うんです。是非、施策の現状把握もしていないのに予算を立てないで、きちんと把握していくということをお願いします。

○衛藤晟一　少子化対策担当大臣　この表を見ましても、やっぱり初年度だけで処遇改善は解決しないというところで、各事業所からの要望も入れて翌年に繰越しができるということにしました。

　これで、やっぱり、先生の御資料の中にもありますが、見ましても、最初の二十八年においては、最初の年でやったのは九割でございまして、残りの一割が次年度に繰り越したと。そのうちの二三％ですから、全体の二％が次年度でちゃんと消化しなかったということになりますので、こういうことの起こらないように我々としては監督を強めてまいりたいと、完全実施できるように、翌年には完全実施できるようにちゃんと努めてまいりたいという具合に思っております。

**○岸まきこ**　是非きちんと把握をした上での処遇改善に向けてつなげていただきたいと思います。

　それと、ちょっと重なるかもしれませんが、東京都が独自に保育士等のキャリアアップ補助金というのをつくっています。交付の条件として、財務諸表等の作成、公表を求めておりまして、そこにはちゃんと園長や事務員を除く保育従事者の人件費の比率が記載されるようになっておりまして、保育士等の人件費をチェックすることができるものとなっています。

　こういう取組によって、実際に保育士の処遇改善につながっていくんではないかというふうに思うんですが、国としてもこの対策を取ってはどうでしょうか。

○嶋田裕光　内閣府子ども・子育て本部統括官　お答えいたします。

　東京都が独自に実施しております処遇改善の仕組みということで、これは東京都保育士等キャリアアップ補助金というものでございますけれども、これにおきましては、定められた様式による財務情報の公表等を要件としまして、これを満たさない場合には補助額を減額する仕組みを設けているというふうに承知をしているところでございます。

　先ほど申しましたが、保育所等における処遇改善の取組状況の公表につきましては、昨年の十二月の子ども・子育て会議の取りまとめにおきまして、改善努力の見える化について検討しろというようなことになっておりますし、その東京都の取組、これも大きな参考とさせていただきながら検討していきたいというふうに考えているところでございます。

**○岸まきこ**　保育士の課題、賃金だけではございません。やっぱり環境も大事です。これも、この間ずっといろんな議員の方からお話が出ていると思いますが、やっぱり保育士の配置基準ですね、これがやっぱり見直さなきゃいけない時期に来ていると思います。

　私も、熊本の方の保育所に行ったときに、熊本といえば以前大きな地震があったところで、ゼロ歳児のクラスに行ったんですね。ゼロ歳児は今現行だと一対三なので、一人で、一人の保育士、三人預かっている環境にあります。もしも、もしも今またあの大きな地震が来たときに、私はこの子たちをどうやって避難させればいいんだろうという、本当に深刻な問題だと思います。

　ほかにも、三歳児の問題であったり、やっぱり子供の安全を守るためにはこの保育士の配置基準を見直すことが必要だと思います。このことについて検討しないんでしょうか。

○依田泰　厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長　お答え申し上げます。

　人員配置の充実でございますけれども、質の高い保育を提供するために重要と考えております。これまでも、子ども・子育て支援の質の向上のメニューといたしまして、二十七年度より三歳児に対する保育士の配置を二十対一から十五対一とする改善等を実施したところでございます。

　引き続き、〇・三兆円超の財源を確保して行うこととしている質の向上の取組について検討してまいりたいと存じます。

**○岸まきこ**　厚生労働省の方でもしっかりとこの保育の現場を把握していて、見直したいという気持ちがあると思います。やっぱり全体として子供にどうやって予算を掛けるかというところだと思いますので、一日でも早く子供の安全を守るということにつなげて検討をしていただきたいです。

　賃金を引き上げて魅力のある職場とするということはすごい大事なことです。これは、子供と向き合える時間をしっかりと保育士の方につくっていくということになるんです。最終的には、この両面、保育士の処遇改善と併せて働く環境というのを変えていかなければ、決してこの保育士不足というのは改善されないんじゃないかと私は考えています。

　しかも、現場の保育士さんからは、何よりも今必要なのは、もちろん賃金も大事なんだけれども、この忙しさをなくしてほしいという要望が多いです。これを本当に早く改善することが、ある意味、待機児童を解消することにもつながっていきますし、何よりも、何よりもですよ、子供の安全を守ることにつながっていきます。

　保育士の処遇改善、保育士の皆さんが笑顔で働ける職場にしていくことが子供の笑顔を守るということにつながります。是非、省庁を超えて、衛藤大臣、省庁を超えて、現場目線での制度設計、そして予算の確保、お願い申し上げ、質問を終わります。